

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

国民年金後納制度は、時効で納めることができなかつた過去5年間の納めた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が、後納制度を利用することによって、年金受給資格が得られる場合があります。

後納制度を利用するには、コザ年金事務所にて、申し込みが必要です。

なお、後納制度が利用できる期限は、平成30年9月30日までとなっています。

過去5年以内に納め忘れの保険料がある方は、この機会にぜひ後納制度をご利用ください。

後納制度をご利用いただける方

- 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間がある方

② 60歳以上65歳未満の方で、上記①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

③ 65歳以上の方で、年金受給資格がなくなり任意加入中の方など
※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成23年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された**使用期限(平成28年3月31日)**までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付ができなかつた方が、平成28年4月以降に納付を希望される場合は、**新たな加算額による納付書を発行**しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」または、「コザ年金事務所」にご連絡ください。



後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

●国民年金保険料専用ダイヤル (ナビダイヤル)
☎0570-011-050

●050から始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6731-2015

●コザ年金事務所
☎098-933-2267

【受付時間】

- (月曜日) 午前8時30分～午後7時
- (火～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
- (第2土曜日) 午前9時30分～午後4時

【注意】

平成23年3月以前の後納保険料は、5年を超えるため平成28年4月以降は納付できません。

※お問合せの際は**年金手帳など基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

